

社会経済状況の変化と社会資本整備の進捗状況

<経済成長・人口動態等>

		平成2年 (1990年)		平成22年 (2010年)	90年比
○ GDP	(名目、兆円)	442.8	→	※ 468.2	(+6%)
○ 一人当たり国民所得	(名目、万円)	280.8	→	272.9	(▲3%)
○ 人口	(万人)	12,361	→	12,806	(+4%)

※四半期別 GDP 速報 (2012 (平成 24) 年 4-6 月期・2 次速報)

出典：GDP、一人当たり国民所得 (内閣府HP)

人口 (総務省HP)

<社会資本整備の進捗状況>

		平成2年度 (1990年度)		平成23年度 (2011年度)	90年度比
○ ダムの数	(箇所数)	313	→	554	(+77%)
○ 道路延長 (高規格幹線道路)	(km)	5,288	→	10,052	(+90%)
○ 重要港湾以上の岸壁数 (水深 14m 以深)	(箇所数)	7	→	71	(+914%)
○ ジェット化空港数 (原則 2000m 以上)	(箇所数)	48	→	68	(+42%)
○ 污水处理人口普及率	(%)	62	→	87	(+40%)
		※H8 年度			※22年度
○ 都市公園等の整備面積	(万ha)	7	→	12	(+75%)
					※22年度

B／Cの平均値

資料Ⅱ-4-2

事業分野	14年度評価	23年度評価
河川事業	9.4	2.8
砂防事業等	6.3	2.9
道路事業	2.8	2.0
港湾整備事業	4.0	2.8
都市公園事業	5.9	2.6

※新規採択箇所のうち、B／C分析を行っている事業のみを対象。

※国土交通省の個別公共事業の評価書に基づき作成。

出典：国土交通省調べ

◇新たな社会資本整備重点計画における各施設ごとの長寿命化・老朽化対策の目標について

新たな社会資本整備重点計画	現状値	目標値
	H23	H28
全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率 ¹⁾	76%	100%
下水道施設の長寿命化計画策定率 ²⁾	約51%	約100%
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 ³⁾	約3%	100%
長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率 ⁴⁾	約6%	100%
海岸堤防等の老朽化調査実施率 ⁵⁾	約53%	約100%
公園施設の計画的維持管理の推進 ⁶⁾	16%	60%

- (注) 1 全国の15m以上の道路橋について「長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数／橋梁箇所数」
 2 「長寿命化計画を策定した自治体数／供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体数」
 3 主な河川構造物のうち、「長寿命化計画策定施設数／対象施設総数」
 4 「長寿命化計画に基づき対策を実施した施設数／重要港湾以上の主要な係留施設数」
 5 東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、整備後概ね40年を経過した海岸堤防等について、「老朽化調査実施済み延長／海岸堤防等の延長」
 6 「公園施設長寿命化計画策定団体数／都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体」

PFIの事業類型(事業費の回収方法による分類)

● サービス購入型

PFI事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型



● 独立採算型

PFI事業者のコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型



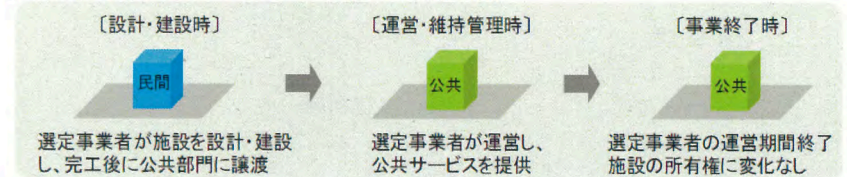
● 混合型

PFI事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型

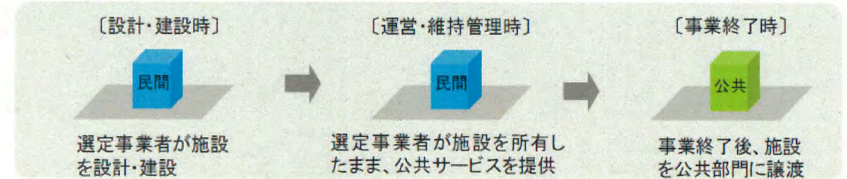


PFIの事業類型(施設の所有形態による分類)

● BTO方式 [Build-Transfer-Operate方式]



● BOT方式 [Build-Operate-Transfer方式]



● BOO方式 [Build-Own-Operate方式]

選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行い、事業終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する事業方式

● RO方式 [Rehabilitate-Operate方式]

選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を行う事業方式

「独立採算型はサービス購入型と異なり、利用者が支払う料金により事業コストが回収されることから、公的部門からの支出を伴わずに社会資本整備等が可能となる。独立採算型は、施設の利用者増減等の事業リスクが公共部門から民間部門に移転されることから、公共部門にとってはメリットが大きい。また、リスク顕現化を抑止するための民間部門の努力が鋭意行われ、結果的に民間部門にとってもリターンが大きくなる可能性がある。」

「PFI事業の実績を見ると、独立採算型の占める割合は非常に小さい。366事業の内訳を見ると、サービス購入型が262事業と全体の約7割を占めている一方、混合型は約24%、独立採算型は約4%にとどまっている。」

「「新しい公共」と「財政に頼らない成長」」(H22.9.16 内閣府民間資金等活用事業推進室)より

府省・分野横断的な一括交付金の比較

資料Ⅱ-5-1

○各種交付金の比較

種別	地域自主戦略交付金	沖縄振興一括交付金		東日本大震災復興交付金
		沖縄振興公共投資交付金	沖縄振興特別推進交付金	
創設年度	23年度当初予算	24年度当初予算	24年度当初予算	23年度3次補正予算
一括化対象額 →創設後の 予算額	5,447億円→5,120億円 ※沖縄振興自主戦略交付金321億円を含む。	771億円→771億円 ※沖縄振興自主戦略交付金の一括化を含む。	161億円(※)→803億円 ※既存補助金の一括化ではないため、交付金制度創設等に伴い廃止された経常補助金等の23年度当初予算額を機械的に算出。	1兆5,612億円 ※5省40事業を一括化
24年度予算→ 25年度概算要求	6,754億円→7,092億円 (うち一般6,079億円) (うち重点1,013億円)	771億円→810億円 (うち一般694億円) (うち重点116億円)	803億円→803億円 (うち一般722億円) (うち重点 82億円)	2,868億円→5,827億円
創設前後の対 象事業	一括化された 補助メニューを対象	一括化された 補助メニューを対象	補助メニューの限定なし (沖縄振興に資する事業に限定)	一括化された 補助メニューを対象
事業実施主体	都道府県・政令指定都市 ※23年度は都道府県のみ	沖縄県・市町村	沖縄県・市町村	原則として市町村 ※県事業もあり得る
投資・経常 の別	投資	投資	経常	投資(別途、基幹事業の35%まで経常的経費にも使用可能な効果促進事業を措置)
補助率	一括化前の補助メニューごとの補助率に準拠	一括化前の補助メニューごとの沖縄県向けに嵩上げされた補助率に準拠	8/10 ※残額の地方負担分のうち、1/10は特別交付税等を措置	一括化前の補助メニューごとの補助率に準拠しつつ、地方負担の1/2分を追加で国庫負担 ※残額の地方負担分は震災特別交付税措置
所管府省	内閣府地域主権戦略室	内閣府沖縄振興局	内閣府政策統括官 (沖縄政策担当)	復興庁
予算執行に 関する簡素化	・箇所付け等の事前関与を廃止 ・各府省の枠にとらわれず自由に事業を選択可能	・箇所付け等の事前関与を廃止 ・各府省の枠にとらわれず自由に事業を選択可能	・沖縄県にとって、より自由度を高めるために内閣府において直接執行	・各府省の枠にとらわれず自由に事業を選択可能
その他	24年度において対象事業を追加したほか、政令指定都市に本交付金を導入	23年度に創設した沖縄振興自主戦略交付金を拡充。全国並びに対象事業を追加したほか、沖縄独自として市町村向け補助金の一部も一括化		

農林水産予算の推移

資料Ⅱ-6-1

(単位:億円)

	H15(予算額)	H24(予算額)	H25(要求額)
一般会計総額	31,114	21,727	23,166
農 業	23,605	17,190	17,920
非公共事業	14,607	14,947	15,377
水田活用の所得補償交付金	-	2,284	2,507
畑作物の所得補償交付金 ※	-	2,123	2,123
米の所得補償交付金	-	1,929	1,700
公共事業	8,998	2,243	2,543
林 野	4,476	2,608	3,273
水 産	3,032	1,832	1,886

※ 特別会計からの支出額を含む。

(注) ・ 「H25(要求額)」欄には、24年9月時点の概算要求額を記載している。

- ・ 「水田活用の所得補償交付金」とは、水田で麦、大豆等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を交付するもの。
- ・ 「畑作物の所得補償交付金」とは、麦、大豆等を生産する農業者に対して、生産費と販売価格の差額を交付するもの。
- ・ 「米の所得補償交付金」とは、米を生産数量目標に従って生産する農業者に対して、生産費と販売価格の差額を交付するもの。

コメに対する助成

- 生産数量目標に従って生産する農業者に対して、以下の交付金を交付。

【米の所得補償交付金】(24年度:1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補填交付金】(294億円(23年産))

23年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

水田活用の所得補償交付金(24年度:2,284億円)

- 水田で麦、大豆等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保しうる水準の交付金を交付。

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

畑作物の所得補償交付金(24年度:2,123億円)：畑作物のゲタ

- 麦、大豆等を生産する農業者に対して、生産費と販売価格の差額を交付。

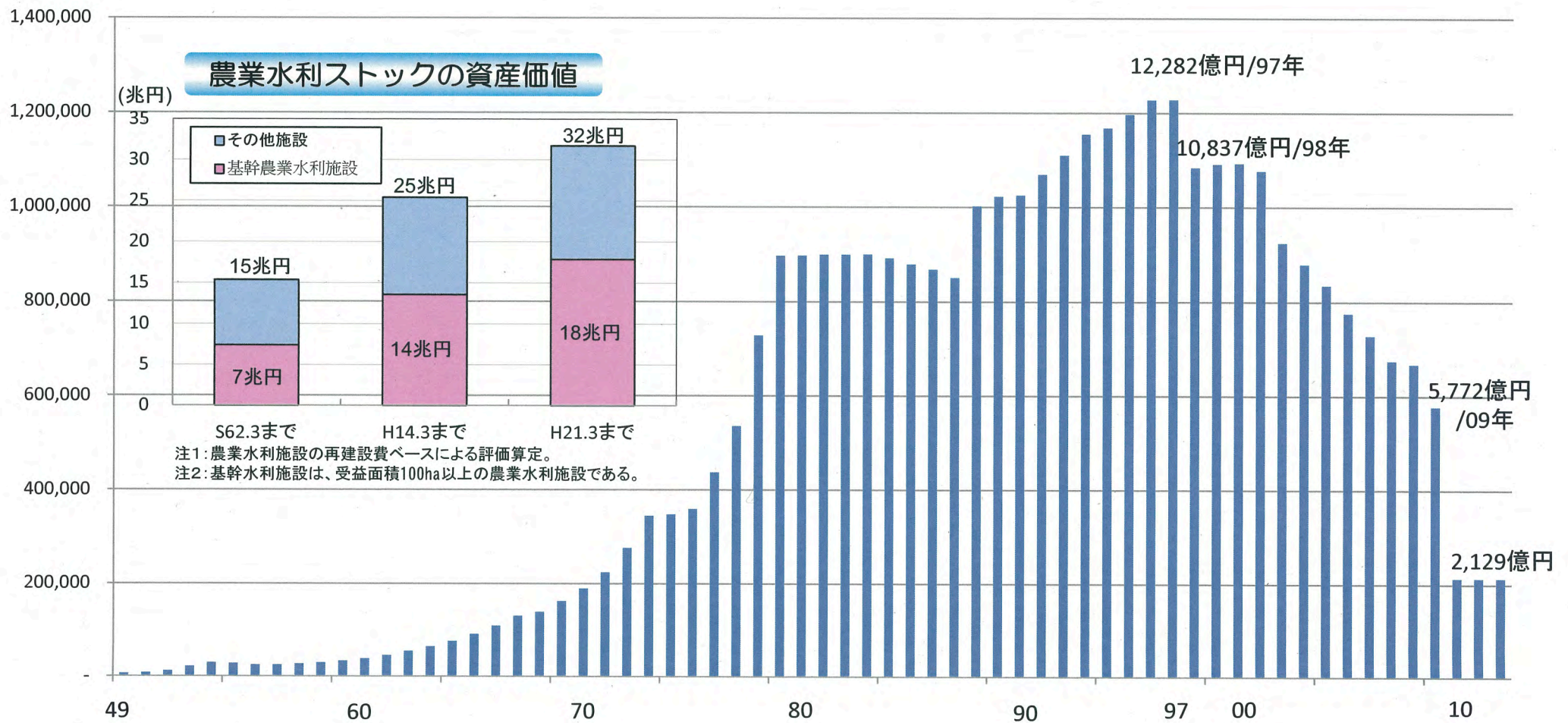
対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	交付金額
てん菜	6,410円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

農業農村整備事業の予算額の推移

資料Ⅱ-6-3

(百万円)



我が国の省エネ、再エネ政策

資料Ⅱ-7-1

- 従来から、省エネ法等による規制を行う一方で、予算・税制・金融面での支援を実施。
- 24年度税制改正で「地球温暖化対策のための税」を導入。
- 24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(FIT)を導入。

産 業 部 門		民 生 部 門		運 輸 部 門	
省 工 ネ 法	事業者(エネルギー使用量1,500kl以上)の省エネ措置(定期報告)、年1%の削減努力			荷主・輸送事業者(一定規模以上)の 省エネ措置(定期報告)等	
	住宅・建築物(300㎡以上)について建築時に省エネ基準の遵守(届出)				
	自動車・家電等に対するトップランナー規制 等				
	家電の省エネ性能の表示 等				
地球温暖化対策のための税					
再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)					
予 算 ・ 税 制 ・ 金 融	省エネ設備の導入に際しての補助金・利子補給等			クリーンエネルギー自動車の導入補助等	
	省エネ設備の導入に際しての税制(特別償却)等		住宅リフォーム減税	エコカー減税 等	
	省エネ技術開発への補助金等(高性能ヒートポンプ、高性能断熱材等)				

(出典) 経済産業省資料を基に作成

規制的手法の課題例：住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化

- 一部の先進国においては、既に省エネ基準への適合が法律上義務づけられている。
- 一方、我が国は、必ずしも基準に適合しなくとも建築が可能な届出義務となっている。
- 我が国においては、住宅・建築物の省エネは現状では補助金での政策誘導となっているが、早急に規制的手法との有機的連携、移行を実現すべきではないか。

(住宅・建築物の省エネに関する25年度要求の例)

- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業 (69億円 国交省)
- ・ 住宅・建築物省CO2先導事業 (65億円 国交省)
- ・ 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 (50億円 国交省)
- ・ 既築住宅における高性能建材促進事業 (100億円 経産省)
- ・ 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業 (98億円 経産省)

国／地域	法体系	対象範囲	法的拘束力
	○エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	・住宅・非住宅・新築・増改築 ・下限あり(300㎡以上)	○届出義務 ※著しく不十分な場合は、指示・公表・命令・罰則(2000㎡以上)又は勧告(300㎡以上2000㎡未満)
	○建築基準法	・住宅・非住宅・新築・増改築 ・増改築は下限あり(1,000㎡超)	○基準適合義務
	○省エネルギー法	・住宅・非住宅・新築・増改築 ・下限なし	○基準適合義務
 (カリフォルニア州)	○カリフォルニア州法	・住宅・非住宅・新築・増改築 ・下限なし	○基準適合義務 (州レベル)
	○省エネルギー法	・住宅・非住宅・新築・増築・用途変更 ・下限あり(500㎡以上)	○基準適合義務

(出典) 経済産業省資料を基に作成

日本再生のための政策・OECDの提言(2012年)

○よりグリーンな成長の実現

- ◆（日本においては）輸送燃料などのエネルギー製品の税率はOECD諸国で最低の水準で、環境やその他の社会コストを十分に反映していない。環境関連の税収は2000年以降増えているが、その対GDP比はまだ他のOECD諸国の大半を下回っている。そうした税の利用を拡大することは財政健全化に役立つ収入を生み、税制をより成長に適したものにするだろう。2012年度の石油石炭税の税率上乘せ（CO2排出量に応じて）は歓迎すべき方策である。
- ◆製品価格とサービス料金に環境・社会コストを含めることは、様々な補助金（燃費のよい自動車への税制優遇措置など）で企業や消費者による環境に優しい製品の購入を推進することよりも適切だと思われる。そうした補助金は対象となった製品の消費を拡大することになってしまうため、技術効率的有効性の効果を相殺してしまうであろうし、既に逼迫状態にある財政への負担となる。

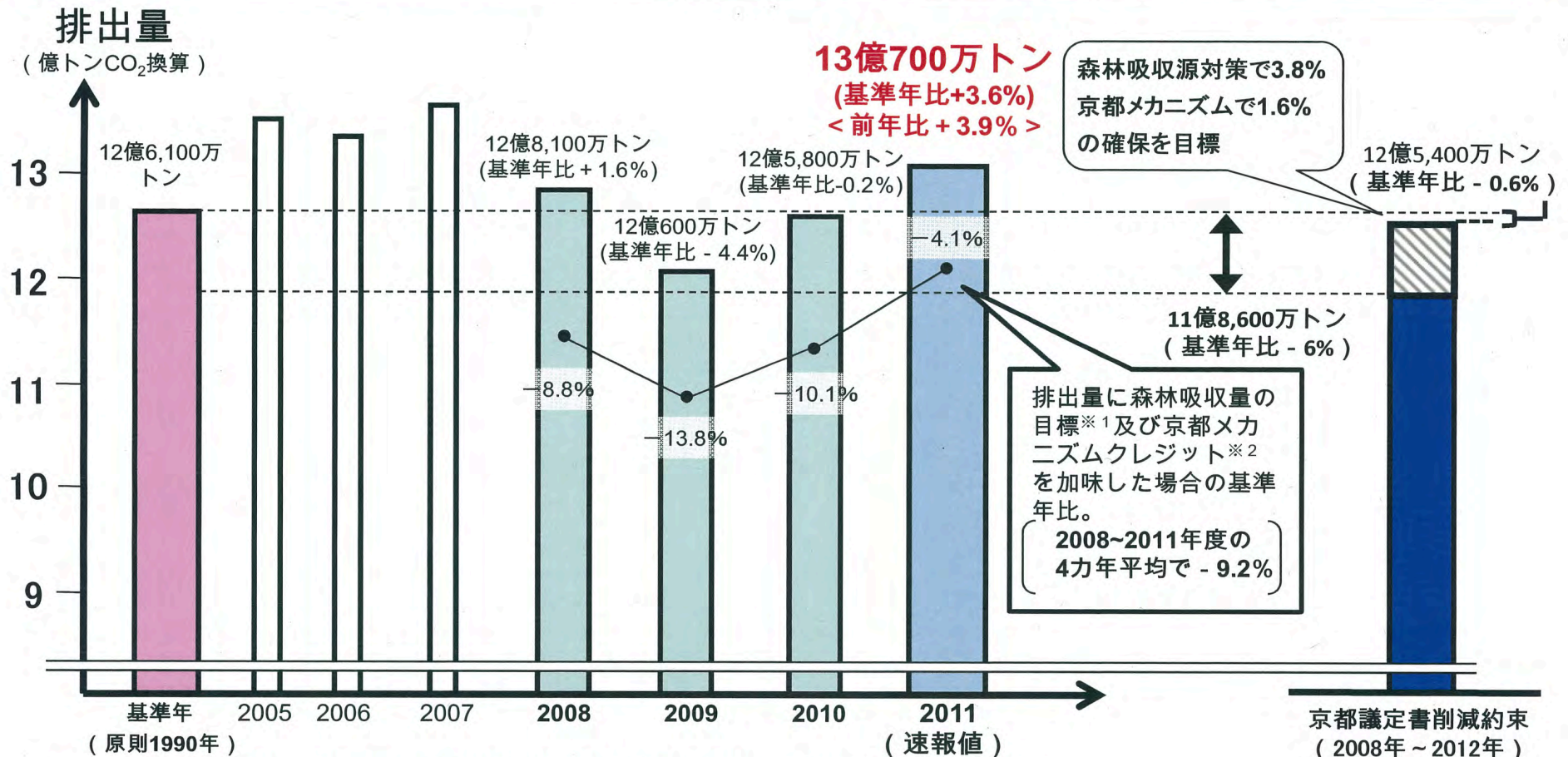
グリーン成長に向けて(2011年)

- ◆国によって事情は異なるが、汚染や希少な天然資源の過剰利用に対して税金や排出量取引制度などのメカニズムを通じて課金することをポリシーミックスの中心的要素とすべきである。課金メカニズムは、多くの場合、与えられた目標の実現コストを最小限に抑えたり、一層の効率性向上やイノベーションを促すインセンティブを提供したりする。
- ◆大半の国では膨大な投資が必要とされるので、官民パートナーシップ（PPP）、料金及び租税の組み合わせ、規制障壁改革や健全な長期的政策シグナルによる大型機関パートナーの投資円滑化などを通じて、官民双方の資金を活用する必要がある。

温室効果ガス総排出量の推移・京都議定書削減約束との関係

資料Ⅱ-7-4

2011年度における我が国の排出量は、基準年比+3.6%、前年度比+3.9%
 森林吸収量の目標※1と京都メカニズムクレジット※2を加味すると、
 京都議定書第一約束期間の4カ年平均（2008～2011年度）で基準年比-9.2%



※1 森林吸収量の目標 京都議定書目標達成計画に掲げる基準年総排出量比約3.8% (4,767万トン/年)

※2 京都メカニズムクレジット

政府取得 平成23年度までの京都メカニズムクレジット取得事業によるクレジットの総契約量 (9,755.9万トン) を5か年で割った値

民間取得 電気事業連合会のクレジット量 (「電気事業における環境行動計画 (2009年度版～2012年度版)」より)

(出典) 環境省

二国間オフセット・クレジット制度

資料Ⅱ-7-5

温室効果ガスの排出削減活動を幅広く対象にし、途上国の状況に柔軟かつ迅速に対応した気候変動分野での技術移転や対策実施の仕組みを構築することにより、以下の実現を目指す。

- 途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を加速し、途上国の持続可能な発展に貢献。
- 相手国における活動を通じて実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用すること。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減行動の促進を通じ、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

※適用技術の大幅な拡大・普及（省エネ製品等）、戦略的な国の選定、手続の簡素化等が可能。

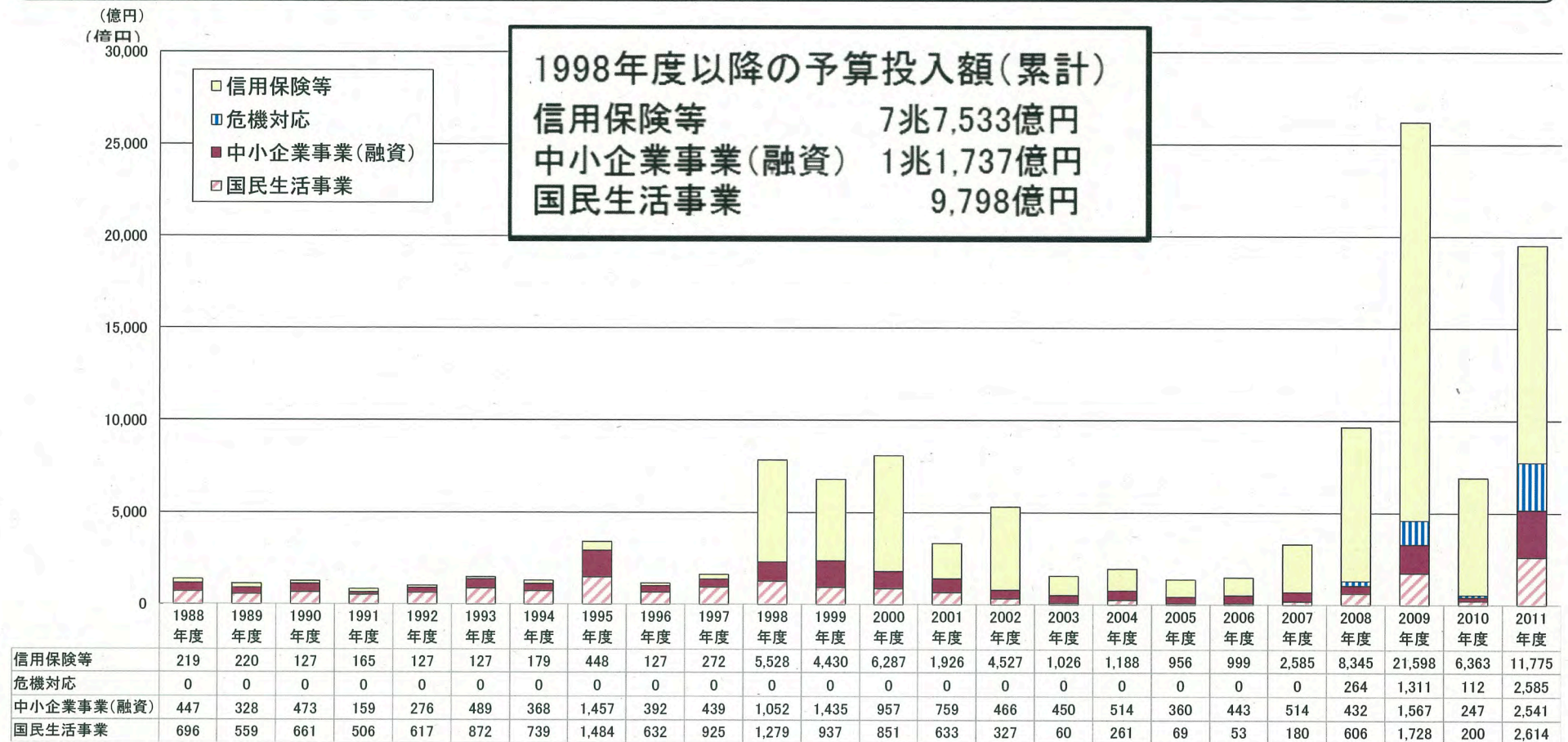
※現行京都議定書には認められない仕組み。コペンハーゲン合意により各国独自の制度設計に可能性が開かれた。



(出典)環境省等

中小企業金融に関する予算措置の推移（補正後）

中小企業金融に関しては、金融経済状況に応じた制度対応を講じる下で、これまで、多額の予算を措置してきたところ。



(注) 1 「信用保険等」の金額は、日本政策金融公庫(信用保険等業務)が行う信用保険に関する出資金及び信用保証協会等に対する補助金の合計。

2 「危機対応」の金額は、日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務)が行う業務に関する補助金及び補給金の合計。

3 「中小企業事業(融資)」の金額は、日本政策金融公庫(中小企業向け業務)が行う融資業務に関する出資金及び補給金の合計。(平成20年10月の統合前の中小公庫の業務)

4 「国民生活事業」の金額は、日本政策金融公庫(国民一般向け業務)が行う業務に関する出資金及び補給金の合計。(平成20年10月の統合前の国民公庫の業務)

保険収支の推移と国の関与

資料Ⅱ-8-2

信用保険部門（信用保険等業務）の決算推移

(単位:億円)

中小企業金融公庫		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度上
保 險 収 支	一 般 保 証	▲ 2,135	▲ 1,277	▲ 1,773	▲ 2,205	▲ 2,523	▲ 1,793	▲ 860	▲ 381	▲ 625	▲ 1,439	
	セーフティネット保証	—	—	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213	▲ 460	▲ 672	▲ 766	▲ 861	
	うち緊急保証	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	安定化特別保証	252	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318	▲ 1,240	▲ 623	▲ 331	▲ 194	
計		▲ 1,883	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560	▲ 1,676	▲ 1,722	▲ 2,494	▲ 1,869
政府出資金等	当 初 予 算	113	175	181	261	290	380	2,905	380	365	324	164
	補 正 予 算	3,185	3,190	5,806	1,437	3,748	592	743	522	550	2,207	—
	〔うち安定化〕	〔1,803〕	〔3,150〕	〔4,500〕	〔510〕	〔1,636〕	—	—	—	—	—	—
計		3,298	3,365	5,988	1,698	4,038	972	3,648	902	915	2,531	164
信用保険準備基金残高		7,223	8,747	10,009	5,754	3,713	592	1,683	954	115	—	164
融資基金残高		7,477	7,477	7,477	7,477	7,473	7,468	6,737	6,732	6,732	6,606	4,586

日本政策金融公庫		20年度下	21年度	22年度	23年度
保 險 収 支	一 般 保 証	▲ 3,295	▲ 3,802	▲ 2,017	▲ 1,462
	セーフティネット保証	▲ 1,142	▲ 1,749	▲ 2,310	▲ 2,570
	うち緊急保証	151	▲ 464	▲ 1,618	▲ 2,192
	安定化特別保証	▲ 159	▲ 128	▲ 33	8
	震災緊急保証	—	—	—	45
計		▲ 2,727	▲ 5,679	▲ 4,360	▲ 3,979
保険契約準備金繰入額		▲ 3,581	▲ 4,217	▲ 3,711	833
当 期 損 益		▲ 6,329	▲ 9,991	▲ 8,120	▲ 3,014
政府出資金等	当 初 予 算	236	523	617	771
	補 正 予 算	7,348	19,993	5,396	9,638
計		7,584	20,516	6,013	10,409
純 資 産 額		1,720	12,246	10,138	17,534

(注1) 平成20年9月30日をもって中小企業金融公庫（信用保険部門）は廃止され、同年10月1日より株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務）が設立されている。

(注2) 16年度当初予算欄における計数2,905億円には、中小企業総合事業団高度化等勘定からの資産承継額を含んでいる。

(注3) 20年度下期の各保証にかかる保険収支欄における計数は、同年度上期分との合算額である。

(注4) 保険契約準備金は、民間会計基準において、将来の保険金支払のために決算期末に積み立てておく必要のある準備金。

(注) 日本政策金融公庫データを加工。

平成23年度の保険収支の構成要素

(単位:億円)

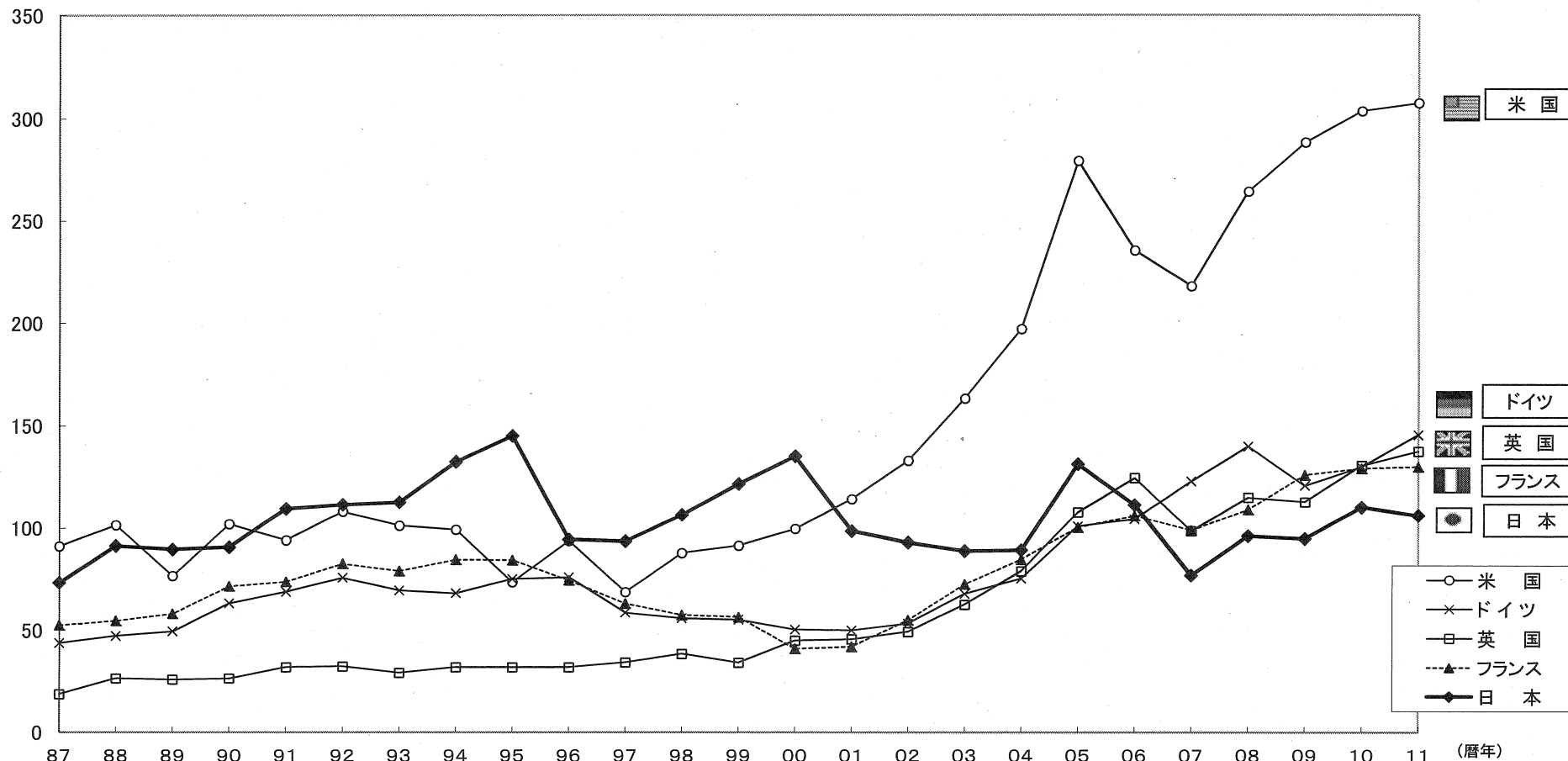
	一般保証		セーフティネット保証※	
	普通保険	無担保保険	普通保険	無担保保険
事故率(a)	4.44%	4.69%	8.66%	7.06%
保険料率(b)	2.29%	1.88%	1.31%	1.15%
回収率(元損)(c)	31.46%	9.30%	29.18%	8.95%
収支差率($d=a \times c + b - a$)	▲0.75%	▲2.38%	▲4.82%	▲5.28%
付保額(e)	13,934	63,420	4,914	22,978
填補率(f)	70%	80%	80%	80%
収支見込($g=d \times e \times f$)	▲74	▲1,206	▲190	▲971

※ 景気対応緊急保証分を除く。

主要国のODA実績(ネット)の推移

(億ドル)

資料Ⅱ-9-1



	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
米 国	91	101	77	102	94	108	101	99	74	94	69	88	91	100	114	133	163	197	279	235	218	264	288	304	307
ドイツ	44	47	49	63	69	76	70	68	75	76	59	56	55	50	50	53	68	75	101	104	123	140	121	130	145
英 国	19	26	26	26	32	32	29	32	32	32	34	39	34	45	46	49	63	79	108	125	98	115	113	131	137
フランス	52	55	58	72	74	83	79	85	84	75	63	57	56	41	42	55	73	85	100	106	99	109	126	129	130
日 本	73	91	90	91	110	112	113	132	145	94	94	106	122	135	98	93	89	89	131	111	77	96	95	110	106
グロスとの差	9	12	11	14	14	20	40	25	30	35	32	25	30	28	28	29	41	73	55	59	59	79	70	78	92

注1:出典 DACプレスリリース(2012年)

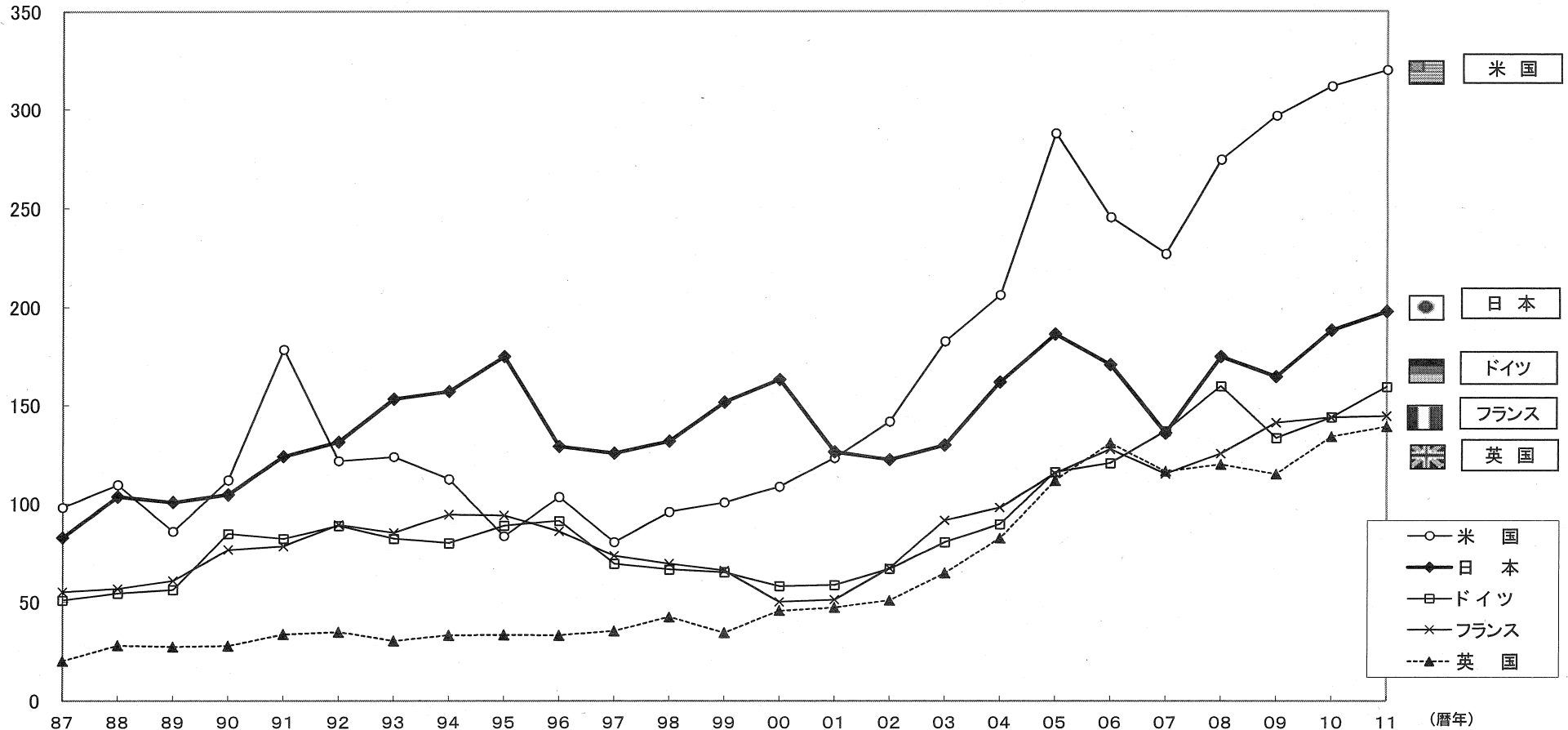
注2:2011年については暫定値である。

(出典：OECD資料、支出純額ベース)

主要国のODA実績(グロス)の推移

(億ドル)

資料Ⅱ-9-2



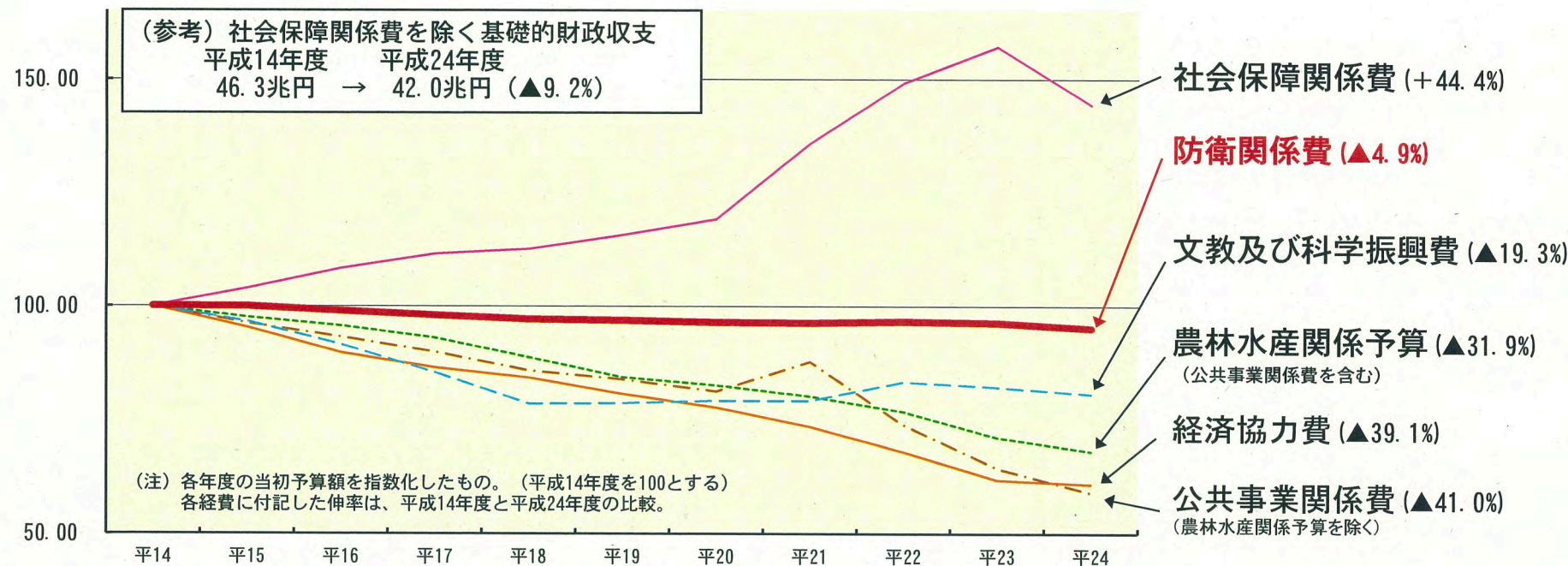
	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
米 国	98	109	86	112	179	122	124	112	83	103	80	96	101	109	123	142	183	206	288	245	227	274	297	312	320
日 本	83	104	101	105	124	131	153	157	175	129	126	132	151	163	126	122	130	162	186	171	136	175	165	188	198
ドイツ	51	54	56	85	82	89	82	80	89	91	69	67	65	58	59	67	80	90	116	120	137	160	133	144	159
フランス	55	57	61	76	78	89	85	95	94	86	73	69	66	50	51	67	92	98	115	128	115	125	141	144	144
英 国	20	28	27	28	34	35	30	33	33	33	35	42	34	46	47	51	65	82	112	131	116	120	115	134	139

注1:出典 DACプレスリリース(2012年)

注2:2011年実績は暫定値である。

(出典：OECD資料、支出総額ベース)

防衛関係費の推移(他の主要な経費との比較)

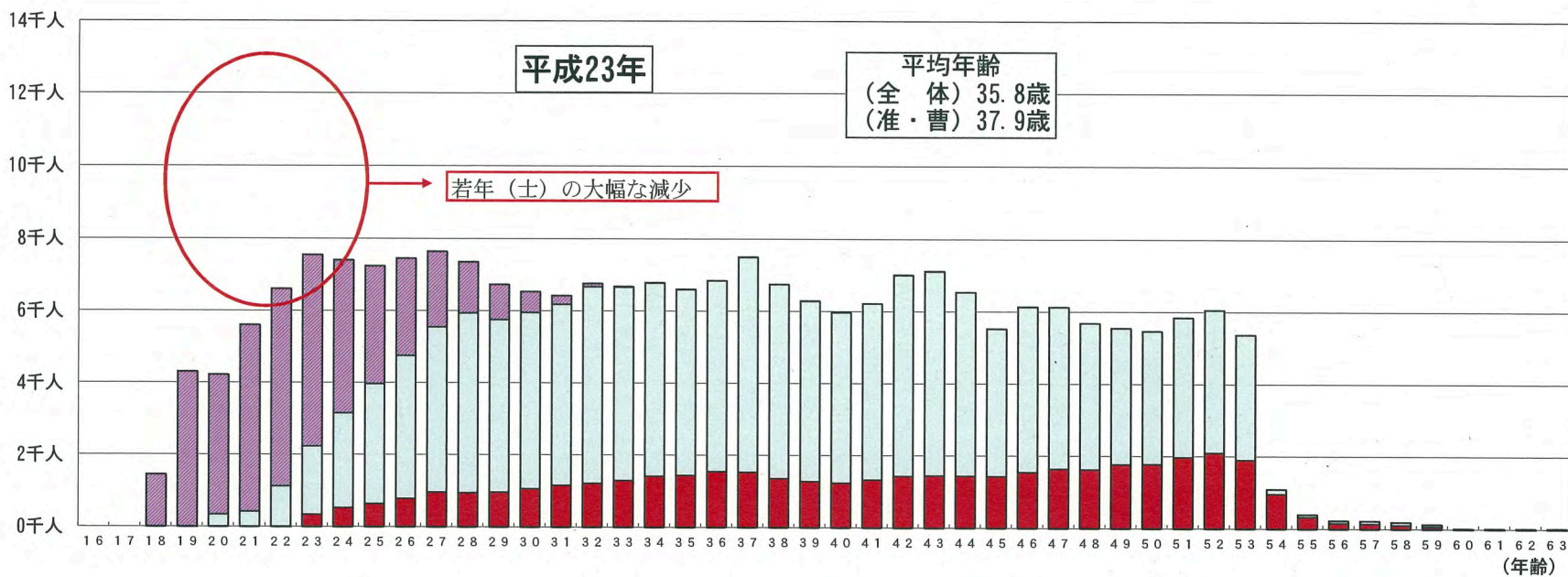
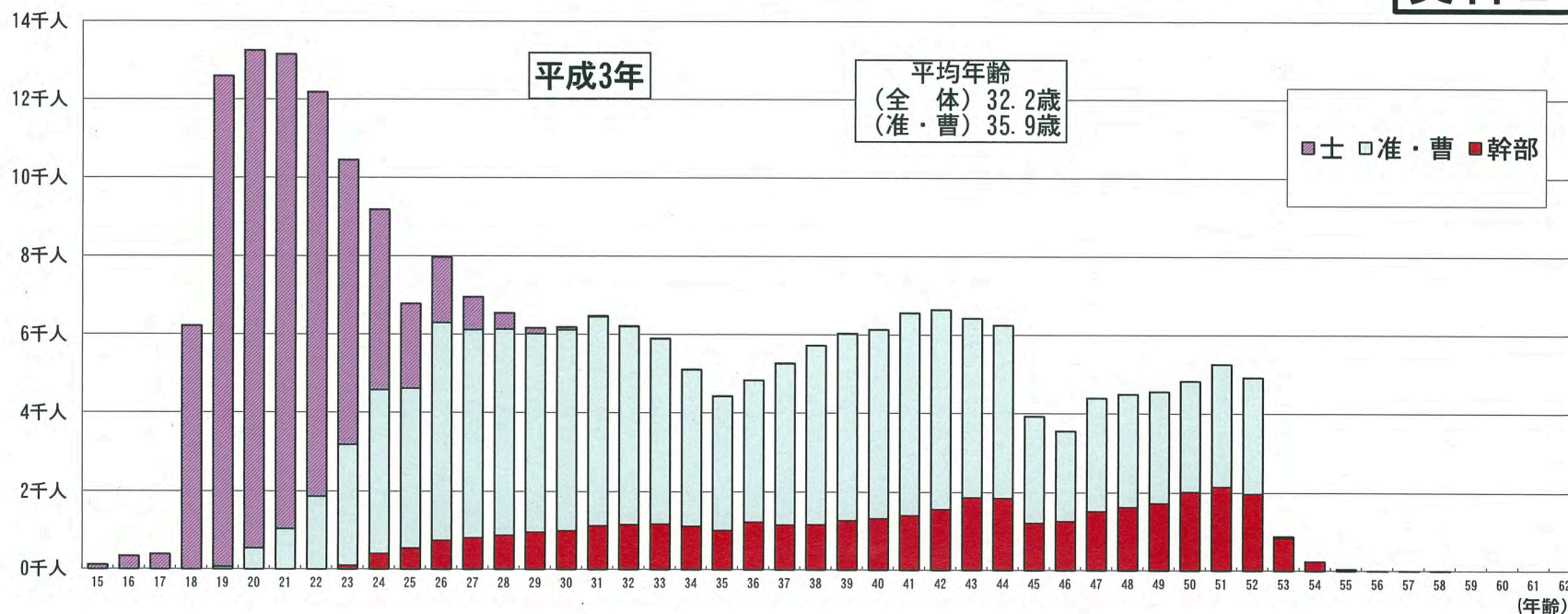


(単位：兆円)

	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
社会保障関係費	18.3	19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	27.3	28.7	26.4
防衛関係費	5.0	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7
文教及び科学振興費	6.7	6.5	6.1	5.7	5.3	5.3	5.3	5.3	5.6	5.5	5.4
農林水産関係予算(公共事業関係費を含む)	3.2	3.1	3.1	3.0	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.3	2.2
公共事業関係費(農林水産関係予算を除く)	6.9	6.7	6.4	6.2	5.9	5.8	5.6	6.1	5.1	4.5	4.1
経済協力費	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5

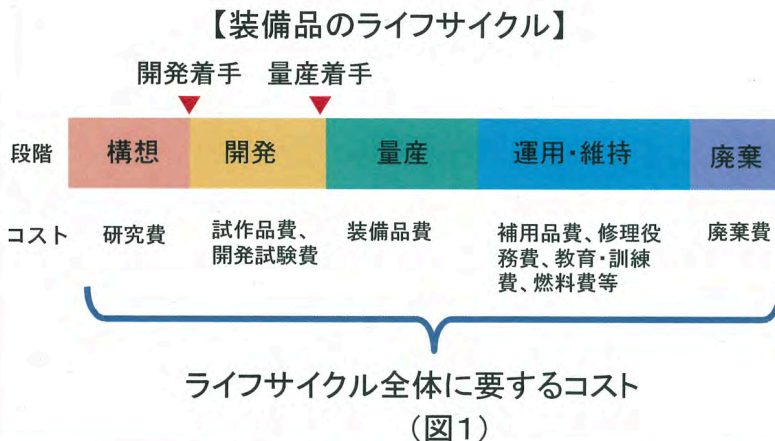
自衛官年齢別人員分布の変化

資料Ⅱ-10-2



ライフサイクルコスト管理

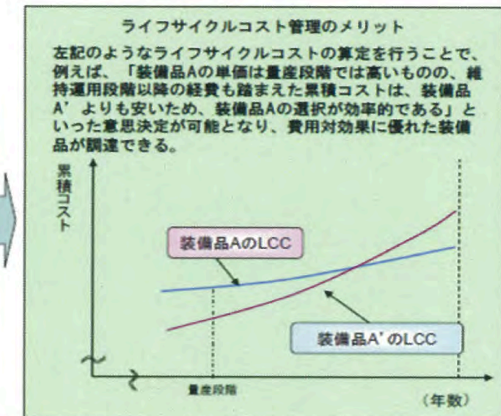
- 防衛省自衛隊の装備品は、長期間かけて構想・開発され、量産された後も部隊において20年以上の長期にわたり運用されるため、装備品の取得においては、調達(購入)だけでなく、構想、開発、量産、運用(維持、修理、改修を含む)、廃棄に至るライフサイクルを通じて必要なコスト(ライフサイクルコスト:LCC)の観点から、費用対効果に優れた物でなければならない。
- 取得後のランニングコストなども含めたライフサイクルコスト(図1)の算定を行うことにより、例えば、「装備品Aの単価は量産段階では高いものの、維持運用段階以降の経費も踏まえたライフサイクルコスト全体は、装備品A'よりも安い」という意思決定が可能となり、費用対効果に優れた装備品を調達できることとなる(図2)。



(例) F-2戦闘機(94機)のライフサイクルコスト
(平成20年8月見積もり)

LEVEL 1			LEVEL 2		
項目名	契約金額	比率	項目名	契約金額	比率
構想段階 (002~01)	162 (¥162 億円)	0.5%	運用・維持段階 (017~020年分)	19,195 (¥19,195 億円)	57.4%
開発段階 (003~012)	3,604 (¥3,604 億円)	10.6%	廃棄段階 (021~02)	0 (¥0 億円)	0.0%
量産段階 (013~016)	10,507 (¥10,507 億円)	31.4%	合計	33,467 (¥33,467 億円)	100.0%
運用・維持段階 (017~020年分)	19,195 (¥19,195 億円)	57.4%			

※ある一定の前提条件の下で細分化したコスト構造・要因を設定し、段階別(構想・開発・量産・運用・廃棄)に見積もりコストを累計してLCCを算定。



(図2)

経緯

- 平成20年度よりライフサイクルコスト管理の試行に着手、『ライフサイクルコスト管理年次報告書』を策定し、大臣報告の後、公表。
- 平成21年4月より装備施設本部に『ライフサイクルコスト管理室』を設置し、専従体制を組織するとともに、IPT(Integrated Project Team: 統合プロジェクトチーム)方式による連絡調整会議の設置等の、全省的な取組を実施。
- 平成22年3月に、試行の成果を踏まえてライフサイクルコスト管理の通達・通知を制定し、本格実施に移行。

課題

- ライフサイクルコスト管理の手法を充実させ、国産・輸入・ライセンス国産といった取得方式に応じたコスト比較、調達スケジュールに応じたコスト比較、一定の稼働率を維持するためのコスト比較、性能とコストのトレードオフスタディ等を積極的に行っていく必要。
- 他方、ライフサイクルコストが将来の見積もりを予測して算定せざるを得ない点を考慮し、当面は、その信頼性を高めるためのデータの収集、算定手法の精緻化といった作業が課題。

復興基本法(平成23年6月成立)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針(以下「東日本大震災復興基本方針」という。)を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

復興の基本方針

(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)

- 1 基本的考え方
- 2 復興期間
- 3 実施する施策
- 4 あらゆる力を合わせた復興支援
 - ・「復興特区制度」の創設
 - ・使い勝手のよい交付金等
- 5 復興施策
 - ・災害に強い地域づくり
 - ・地域における暮らしの再生
 - ・地域経済活動の再生
 - ・大震災の教訓を踏まえた国づくり
- 6 原子力災害からの復興

**特別会計に関する法律の一部を改正する法律
(平成24年3月成立)**

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

二 歳出

イ 復興事業に要する費用

(目的)

第二百二十二条

2 この節において「復興事業とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき実施する施策(第二百二十七条において「復興施策」という。)に係る事業をいう。

東日本大震災復興特別会計(H24'～)

歳出	歳入
東日本大震災復興経費	
〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	

平成23年度及び24年度復興関係予算

資料Ⅱ-11-2

23年度1次補正予算 (23年5月2日成立)	23年度2次補正予算 (23年7月25日成立)	23年度3次補正予算 (23年11月21日成立)	24年度予算 (24年4月5日成立)
(1)災害救助等関係経費 4,829	1. 原子力損害賠償法等関係経費 2,754	(1)災害救助等関係経費 941	(1)災害救助等関係経費 762
(2)災害廃棄物処理事業費 3,519	(1)原子力損害賠償法関係経費 2,474	(2)災害廃棄物処理事業費 3,860	(2)災害廃棄物処理事業費 3,442
(3)災害対応公共事業関係費 12,019	(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費 280	(3)公共事業等の追加 14,734	(3)公共事業等の追加 5,091
(4)施設費災害復旧費等 4,160	2. 被災者支援関係経費 3,774	(4)災害関連融資関係経費 6,716	(4)災害関連融資関係経費 1,210
(5)災害関連融資関係経費 6,407	(1)二重債務問題対策関係経費 774	(5)地方交付税交付金 16,635	(5)地方交付税交付金 5,490
(6)地方交付税交付金 1,200	(2)被災者生活再建支援金補助金 3,000	(6)東日本大震災復興交付金 15,612	(6)東日本大震災復興交付金 2,868
(7)その他の関係経費 8,018	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費 5	(7)原子力災害復興関係経費 3,558	(7)原子力災害復興関係経費 4,811
※1	4. 東日本大震災復旧・復興予備費 8,000	(8)全国防災対策費 5,752	(8)全国防災対策費 4,827
	5. 地方交付税交付金 4,573	(9)その他の関係経費 24,631	(9)その他の関係経費 3,999
			(10)東日本大震災復興予備費 4,000
			(11)国債整理基金特会への繰入 1,253
計40,153	計19,106	※2 計92,438	※4 計37,754

※1 財務省公表資料(一次補正歳出額)に記載されている既定経費の減額(37,102億円)については計に含めず。

※2 財務省公表資料(三次補正歳出額)に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※3 平成23年度4次補正予算(2兆5,345億円)及び平成24年度予算の一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ又は社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

※4 このうち、復興庁設置法に基づき、復興庁において20,433億円を一括して計上。

※5 4つの「計」の単純な合計:約18.9兆円

(注)「5年間で少なくとも19兆円」の復興事業規模との関係:

23年度1次～3次補正:14兆円台半ば(除染費用など東京電力への求償が想定される経費等除き)+24年度当初:3.4兆円(予備費除き)－24年度当初除染:0.5兆円+その他地方が実施する緊急防災・減災事業(地方単独事業を含む):0.6兆円≒18兆円程度

集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。

5年間の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)

19兆円程度

復旧・復興対策事業(注1)

(23年度1次補正等・2次補正を含む)

5年間の財源

19兆円程度

歳出削減

税外収入

税制措置

5兆円程度
さらに、今後10年間
を基本としつつ、
2兆円程度を想定

※参考(注2)

24年度予算の財源 3.8兆円程度
(東日本大震災復興特別会計に計上)

23年度3次補正の財源 9.2兆円程度

復興債は一時的な
つなぎとして発行。
税制措置等により
償還財源を担保。

13
兆円
程度

23年度2次補正見合の剰余金 1.8兆円程度

23年度1次補正等見合の歳出削減等 4.3兆円程度

6
兆円
程度

(注1) 復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法等に基づき事業者が負担すべき除染等の経費は含まれていない。

(注2) 23年度3次補正の財源及び24年度予算の財源は、予算成立時の東日本大震災関連経費に係る歳入予算(復興債含む)を示したものであり、除染等の経費見合いの財源も含んでいるなど、5年間の財源(19兆円程度)の進捗を示したものではない。

(注3) 23年度第3次補正予算において、23年度年金臨時財源を補てんするため、上記フレームとは別途、復興債を2.5兆円発行。

いわゆる19兆円フレーム

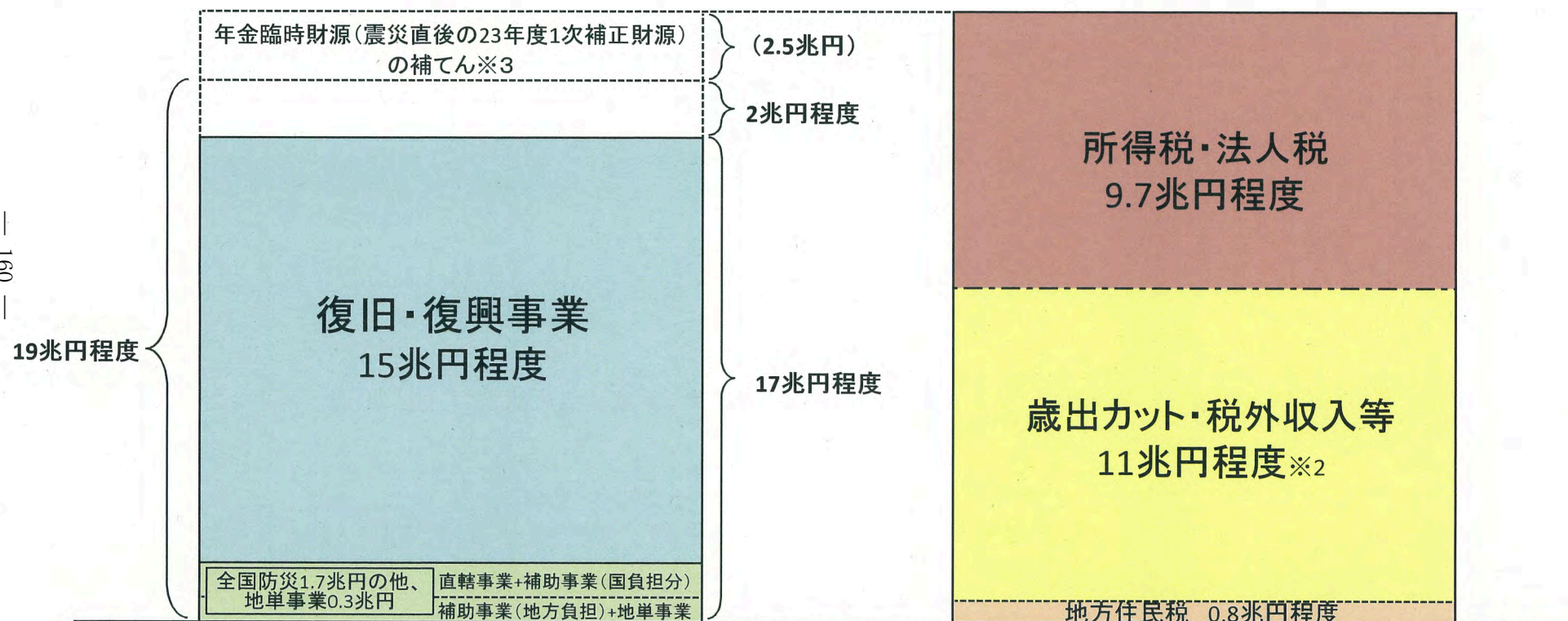
資料Ⅱ-11-4

- 復興施策の進捗状況、原子力災害の復旧の状況、東日本大震災復興構想会議における今後の議論、被災した地方公共団体の要望等を踏まえ、集中復興期間終了前に必要な見直しを行う。

(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定(8月11日改訂)「東日本大震災からの復興の基本方針」)

事業費 ※1

財源



※1 23年度補正後予算及び24年度当初予算(除染等東電への求償分除く)から、23年度1次～3次補正・予備費の不用1.1兆円程度(見込み)を除いたもの。

※2 歳出カット・税外収入等については、1次補正等見合いの歳出削減等 4.3兆円程度、2次補正見合の剰余金1.8兆円程度のほか、5年間の集中復興期間において確保することとされている5兆円程度の歳出削減、税外収入の合計。さらに、今後10年間で基本としつつ、2兆円程度の財源確保を想定している。

※3 年金臨時財源については、23年度1次補正予算において震災財源を確保するために減額した経緯に鑑み、23年度3次補正予算における年金臨時財源の補てんは、復興費用とみなして復興債の発行対象経費としている(復興財源確保法69条2項)。